

# ◆◆◆ 第 68 回 小清水町成人式

## 『ふるさと小清水』で成人式を！ ◆◆◆

成人となる人生の節目を、ふるさと全体でお祝いする成人式。  
今年、新たに53名（案内状発送済）のみなさんが成人されます。

- ▶日 時 平成28年 1月 10日（日）
- ☆ 受 付 12:20～
  - ☆ リハーサル 12:50～
  - ☆ 『小清水混声合唱団』合唱 13:10～
  - ☆ 式 典 13:30～
  - ☆ 記念撮影 14:00～

▶会 場 愛ホール（小清水町多目的研修集会施設）

▶対 象 平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれの方  
※「町外へ転出されて案内状の届いていない方」で出席を希望される方は、  
お手数ですが電話にて下記までご連絡をお願いします。



【お問い合わせ先】教育委員会 生涯学習課 社会教育係 ☎ (62) 2310

## オホーツク総合センターふくろう

### ◆ 無料出張相談会 ◆ 開催！



この度、オホーツク相談センターふくろうでは、出張相談会を開催します。  
あなたやご家族が抱える生活のお困り事やお悩み事などを、相談員と一緒にどうすれば解決できるのかを考  
えていきます。相談は無料で、秘密は厳守いたしますので、まずはご相談ください。

1. 日 時 平成27年12月17日（木） 午後2時から午後3時まで
2. 場 所 小清水町役場 第1相談室
3. 相談について オホーツク相談センターふくろうの相談員が対応します。

次のような事について、お気軽にご相談ください。

#### 【相談事例】

- ・年金暮らしをしているが、光熱水費の値上がりに加え、体調を崩し医療負担も大幅に増えて生活がとても苦しい。
- ・無職の息子にお金を無心されて困っている。
- ・家がボロボロで住めない状態なのに、修繕や引越しのお金もない。
- ・ギャンブルやお酒がどうしてもどうしても止められず、生活費がすぐに消えてしまう。
- ・経済的に大変なのに、育児や介護で働きにも出られない。 など

4. 申込方法等 予約が必要です。  
相談を希望される方は、期限までに下記お問い合わせ先へお申込みください。  
※申込期限：平成27年12月16日（水）

【お問い合わせ先】オホーツク相談センター ふくろう ☎ 0157 (25) 3110

## 町立小清水保育所

### 平成28年度 入所希望者募集!!



#### 1. 入所要件

- ① 年齢が、平成28年4月1日現在で生後6ヶ月以上6歳未満の児童
- ② 保育の必要性が認定されている児童(下記参照)  
※保育の認定事由がなくなった場合は、退所となります。
- ③ 伝染病、または重い疾病がなく、心身ともに保育所の保育に耐えられる児童

#### 2. 入所申し込みに必要な書類 ※町立小清水保育所で配付します

- ① 入所申込書
- ② 保育認定申請書  
※認定事由により添付書類が必要になります。

▼保育所負担金（保育料）の月額について（一部抜粋）

税 額	3歳未満児	3歳以上児
市町村民税非課税世帯	6,000円	4,000円
～（中 略）～		
市町村民税の所得割額が 6.7万円以上9.7万円未満	21,000円	19,000円
～（中 略）～		
市町村民税の所得割額が 13.3万円以上16.9万円未満	30,000円	27,000円
～（中 略）～		
市町村民税の所得割額が 21.1万円以上30.1万円未満	39,000円	33,000円
～（中 略）～		
市町村民税の所得割額が 39.7万円以上	51,000円	39,000円

※ 4月から8月分は、前年度の税額により、9月分以降は、当年度の税額により決定します。

#### 3. 申し込み締切及び申し込み先

- ① 申込締切 平成28年1月30日(土)
- ② 申 込 先 町立小清水保育所

#### 4. 入所児童の決定

平成28年3月上旬までに決定し、通知します。

#### 5. 保育料の決定

保育料は、4月上旬までに決定し、通知します。  
保育料は、これまでと同様に、所得に応じて算定  
します。

#### 保育の必要性の認定について

町が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき保育の必要性を認定することとなります。  
この認定にあたっては、下記の区分に該当する「事由」(保護者の就労、疾病など)、「保育必要量」(保育標準時間、  
保育短時間)について、確認を行い、決定します。

分 類	事 項
事 由	① 就労（フルタイムの外、パートなどに対応。一時預かり対応は除く。）
	② 妊娠、出産
	③ 保護者の疾病、障害
	④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
	⑤ 災害復旧
	⑥ 求職活動（起業準備を含む。）
	⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
	⑧ その他、上記に類する状態として町長が認める場合
保育の必要量	① 保育標準時間：1日11時間まで（就労の下限は、1月あたり120時間程度）
	② 保育短時間：1日8時間まで（就労の下限は、1月あたり64時間）

【お問い合わせ先】 役場子育て支援課子ども支援係 ☎ (67) 5058  
保育係 ☎ (62) 2702